様式第２号（第７条関係）

土佐清水市婚姻歴のないひとり親世帯に係る利用者負担金減免決定（却下）通知書

年　月　日

　　　　　　　　　　　　様

土佐清水市長　　　　　　　　　　印

年　月　日付で申請のありました利用者負担金減免について，次のとおり決定（却下）しましたので，通知します。

* 決定

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象児童 |  |  |  |
| 減免する期間 | 年　月分から　　　年　月分まで |
| 利用者負担金額 |  |

* 却下

（却下の理由）

【注意事項】

※認定期間中に，世帯状況や所得状況に変更があった場合には，直ちに申し出てください。

※虚偽その他不正な手段によって申請した場合は，減免実施前後の利用者負担金の差額を返還しなければなりません。

【不服申し立て】

１　この決定について不服がある場合は，この書類を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に，行政不服審査法に基づき，土佐清水市長に対して審査請求することができます。

２　この決定の取消の訴えは，審査請求に対する裁定を経た場合に限り，その裁定があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内に，行政事件訴訟法の規定に基づき，土佐清水市（訴訟においては土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。）を被告として提起することができます。ただし，(1)から(3)までのいずれかに該当するときは，審査請求に対する裁定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して３ヶ月を経過しても裁定決定がないとき。

(2) 処分，処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　裁定があったことを知った日が６ヶ月以内であっても，裁定の日から１年を経過すると裁定決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

４　審査請求期間中であっても利用者負担金の納付は猶予されません。